

令和3年8月30日

總和会会長老師

政調部会 部会長 奥村孝善

總和会四部会 政調部会オンライン会議報告

- *開催期日 令和3年8月25日 13時～15時
- *出席者
 - ・副幹事長 嶽盛和三 坂本泰俊
 - ・部会長 奥村孝善
 - ・副部会長 近藤龍法
 - ・部会員 中村見自 福田光昭 乙川良介（書記）
松田宏道(神奈川西支部長)

<共通テーマ>

宗門のブランディング事業（ブランド力の向上・発信・構築）
僧侶教師分限規程・教育規程・寺族規程（人材育成・後継者・資格取得）

●議題

諮問事項「過疎化問題施策」を受け、当部会に課せられた「人的対策」の観点から、前回の議題「寺院後継者問題」と「僧堂問題」を更に発展させるべく、今回の<政調部会中心テーマ>である①僧侶教師分限規程の見直し・教育規程の見直し②寺族規程の見直しを中心議題とする。

議題① 僧侶教師分限規程の見直し・教育規程の見直しに関して。

1等教師補、2等教師補に補任されても、教師補任には僧堂安居、または特殊安居が必須条件である。しかし、安居不可能な場合は、現状を鑑みた救済措置として、寛容で新たな規定の追加が避けられない時期に来ている。経済状況等の理由で兼職せざるを得ない寺院では、後継予定者にとっても檀家にとっても、教師補任は死活問題である。檀家の一番の願いは、住職が自分の菩提寺に住居してくれることだ。安居が絶対条件ならば、安居の形態を変えるしかない。

2等教師補補任後は、保証人をつけた上で、2～3年の教育期間を条件に、必要なレポート提出による教師資格取得を可能にすべきではないか。或いは年に1度か2度の、安居不要の定期的な教師検定試験も考えられる。また、現状6年以内に90日安居が条件の特殊安居を、2年以内の30日安居に短縮できないか。僧堂における教育課程履修科目で、宗乗・余乗等はレポート提出が可能だが、参禅・法式声明・布教等の実践科目は専門僧堂に限らず、宗務所での履修も良とすべきではないか。

しかし当然のことながら、上記は安居可能で余裕のある僧侶が対象ではない。

如何ともしがたい、安居不可能な場合の救済措置であることが前提である。その為、当該者が教師検定の条件を満たすものであるか、また安居が不可能か否かを判定するために、責任ある審査組織の設置も必要となろう。

先の大戦中、兵隊歴と安居歴をスライドさせていた時期がある。非常事態下においては安居なしでも住職として通用した。寺が消えてしまえば、過疎対策以前の話である。たとえ檀家は少なくとも、寺は集落の拠りどころ、灯である。寺を守る人がいることが最も大事。僧侶として、住職としての読経が檀家にとっての救いだ。級階等も考慮し、教師検定による住命取得可能な改革こそ、非常事態での過疎対策であろう。「法輪転ずる所に必ず食輪転ぜらるる」の如く、僧堂安居は我々の生命線であり、拠りどころである。しかし、この非常事態の現実には、安居より住命取得こそ救済措置であり、最優先事項であることは言を俟たない。

僧堂安居をせずに教師資格を取得できるよう、軽減措置を講ずることが急務である。

以上、限定安居者を対象に救済措置の大枠を決めるべく、具体策を構築する作業チームを結成し、限定安居者対象に下記2点についてたたき台をつくる。

- ① 安居せず、教師検定試験だけで教師資格を取得する方策について。
- ② 安居した場合、教師資格取得に要する特例条件(安居期間短縮等)について。

議題② 寺族規程の見直しに関して。

- ・「寺族」とは寺院に在住し、安名親授の後に寺族簿に登録され、教学部長から登録証の交付を受けた者を指す。
- ・(寺族規程第2条) 寺族は、本宗の宗旨を信奉し、住職に協力、ともに寺門の興隆、住職の後継者の育成及び檀信徒の教化につとめなければならない。
- ・寺族は教化者である。
- ・寺族安名親授は出家得度でなく、在家戒名授与としての扱いである。
- ・寺族の立場が不明確である。
- ・寺族は住職資格を取得できるか。出家するしか僧侶になれないのが現実。
- ・法事等で住職の代行ができるか。住職の勤めをしたら寺族ではないのか。
- ・住職や檀信徒が認めた範囲内であれば、寺族の檀務関係の読経は可能か。
- ・僧籍無しで布施の授受は可能か。
- ・寺族への布施は宗制に触れないか。
- ・寺族への布施は、個々の寺院の内部認識に任せて良とするか。
- ・出家のみが布施を受ける権利を有するのか。
- ・寺族が葬儀を行い、血脈も授与したらけじめがつかなくなる。そのけじめとは何か。

- ・準教師は責任役員に就任できるが、資格や権限に関する定義は明確でない。
- ・寺族規定第16条に、寺族の権利に関して、住職死亡のとき当該寺院は、その寺族を保護する義務を負うものとし、保護の方法は責任役員及び干与者の協議により、法人の資産、寺族の在任期間その他の事情を考慮して保護の内容を定めるとある。この保護の内容とは具体的に何を指すか。他人がその寺院の代表役員に就任した場合、今までの寺族は寺族でなくなるのか。その寺族の身の処し方はどうなるか。(寺院に在住し、寺族簿登録済のものは全て寺族。)
- ・住職遷化の場合は、寺族の中でも特に住職の配偶者の保護は重要である。反面その保護により、住職後任選定に関わるトラブルが惹起する場合も多々見られる。因みに寺族年金に関して、住職死亡の場合の配偶者を「寡婦」と称する。
- ・寺族としての在任期間が長い場合「自分の寺」という私物化の認識が定着する傾向がある。
- ・寺から寺族への高額慰労金保証は一般的に難しい。住職遷化の一大事に備え、護持会を保険者とし、住職を被保険者とする生命保険加入も、寺族保護の一つの方策ではないか。
- ・若い寺族の中には、寺に嫁いだのではなく、個人の妻という認識が先行し、寺族会や研修会に参加しないケースが増えているという。更に住職がそれを容認することもあるらしい。
- ・寺族の基本教育は、住職に課せられた大きな責任であるという認識が必要である。
- ・安名親授は寺族としての意識向上を図ることを目的とし、住職及び副住職の配偶者の、安名親授必須を寺族規程化することが望ましい。
- ・寺族規程の見直しと過疎化対策の接点はどこにあるか。規程見直しによる寺族の資質向上が、檀信徒への布教教化のレベルアップにつながり、それに伴う檀信徒の意識向上が、菩提寺と宗門への信仰を深め、結果的に、都市部に在住する檀家後継者の菩提寺離れを食い止め、それが過疎化対策の大きな要素となり得る。
- ・寺族規程の各種寺族研修内容の見直し検討も、寺族のスキルアップ(能力の向上)に必要な対策であろう。

以上、議題①②について議論を重ねたが、より内容を深め明確化を図るためには、近々に政調部会部会長、副部会長と、2、3名の部会員からなる作業部会を結成し、綿密なる検討の必要があるとの結論に達した。

以上ご報告いたします。